

上海市不正競争防止条例

1995年12月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

上海市不正競争防止条例

(1995年9月28日上海市第10期人民代表大会常務委員会第21回会議採択)

第一章 総則

第一条 社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平競争の保護と奨励を図り、不正競争行為を制止して、経営者と消費者の合法的な権益を保護し、社会経済の秩序を擁護するため、『中華人民共和国不正競争防止法』及び関連法律、行政法規の規定に基づき、本市の実際状況に結び付けて本条例を制定する。

第二条 本市において商品の生産、販売又は利益取得のためのサービス(以下で言う商品にサービスを含む)に従事する法人、その他の経済組織と個人(以下、経営者と統一に称する)、並びに行政管理に従事する関連づける行政機関及び授権された組織は、本条例を順守しなければならない。

第三条 本条例で言う不正競争とは、経営者が市場取引において自由意志、平等、公平、信義誠実の原則と公認の商業道徳を違反し、その他の経営者の合法的な権益を損ねて、社会経済秩序を妨害する行為を指す。

第四条 市と区、県工商行政管理部門は不正競争行為に対して監督検査を行う。法律、行政法規によりその他の部門が監督検査を行うと定めた場合、その規定に基づき執行する。

公平に取引するため、業界を主管する政府部門と業界協会は、本業界における自粛規範準を制定し、監督検査部門の職責履行に協力することができる。

第五条 本市の国家機関は、全ての組織及び個人が不正競争行為に対する社会的な監督を奨励し、支持しまた保護する。

不正競争行為の告発、摘発及び取締への協力をする組織と個人について、監督検査部門は機密保持しなければならない、且つ関連規定に基づいて奨励することができる。

第六条 国家機関の職員は、不正競争行為の支持、隠匿、参加をしてはならない。

第二章 不正競争行為

第七条 経営者は以下の登録商標の詐称行為を行ってはならない。

(一)登録商標の所有者の許諾を得ずに、同類の商品又は類似な商品にその登録商標と同一な商標を使用する行為；

(二)明らかに登録商標を詐称した商品であると知っていながらそれを販売する行為；

(三)他人の登録商標の標記の偽造や無断製造する行為、又は偽造もしくは無断製造された登録商標標記を販売する行為。

第八条 経営者は知名商品に特有な名称、包装、装飾を無断使用すること、又は知名商品と類似する名称、包装、装飾を使用して他人の知名商品との混同を起し、購入者に当該知名商品であると誤認させることをしてはならない。

前項で言う知名商品とは：

(一)認定された馳名商標又は著名商標を使用した商品；

(二)国の関連行政機関、業界の総会が承認する国際表彰活動で受賞した商品；

(三)関連消費者に一般的に知られており、ある程度の市場シェア率と高い知名度を有する商品。

第九条 経営者は、他人の企業名称又は姓名及びその名称、姓名を代表する標記、図形、文字、略語を無断使用し、他人の商品であると誤認を起してはならない。

経営者は、本企業の名称を無断で譲渡し又は賃貸してはならない。

経営者は偽造した企業名称で経営活動を従事してはならない。

第十条 経営者は以下の手段により他人の誤解を招くように商品又は包装に虚偽の表示をしてはならない。

(一)認証標記、名優標記等品質標記の偽造又は虚偽表示、及び取り消された品質標記の使用；

(二)専利標記の偽造又は虚偽表示、及び失効した専利番号の使用；

(三)品質検査合格証明、許可証番号、生産許可証番号又は制作監督単位の偽造又は虚偽表示；

(四)商品の生産地、製造地、加工地の偽造又は虚偽表示；

(五)商品の性能、用途、規格、等級、製造の成分と含有量の虚偽記述；

(六)生産日、安全使用期限と失効日の偽造又は日付に対する曖昧な標記。

第十一条 公共企業又はその他法に基づき独占な地位を備える経営者は、以下の競争制限行為をしてはならない。

(一)自ら供給し、又は指定した経営者が供給する商品を購入し使用するよう消費者に制限を加え、法定機構の検査を経て、技術基準に適合するその他の経営者の同類商品を排除する行為；

(二)自ら供給し、又は指定した経営者が供給する必要でない商品もしくは部品を購入し使用するよう消費者に制限を加える行為；

(三)上述した各項目の行為を抵抗する消費者に対して、その必要とする商品の提供の拒否、中止、遅滞、削減又は費用の余分徴収をする行為。

第十二条 政府及びその所属である部門は、行政権力の濫用により、自ら指定した経営者の供給商品を購入するよう制限し、その他の経営者による正当な経営活動を制限してはならない。

政府及びその所属である部門は、行政権力の濫用により、他所の商品が現地市場への進入を制限し、又は現地の商品が他所の市場への進出を制限してはならない。

第十三条 経営者は、商品の販売又は購入のため、金銭や物品又はその他の手段により賄賂を贈ってはならない。相手方の単位又は個人に裏金によるキックバックを渡す場合、賄賂授与として処理する；相手方の単位又は個人が裏金によるキックバックを受け取る場合、賄賂受取として処理する。

経営者は商品の販売又は購入に際して、明示による方式で相手に割引を与えることができ、仲介人にコミッションを与えることができる。経営者は、相手に割引を与え、仲介人にコミッションを与える場合、正確に帳簿に反映しなければならない。割引やコミッションを受け取った経営者は正確に帳簿に反映しなければならない。

第十四条 経営者は広告又はその他の方法で、商品の価格、品質、性能、製造の成分、用途、生産者、有効期限、生産地、アフターサービス及び商品販促、サービス提供に付帯する景品贈与の品種と数量に対して、他人の誤解を招くような虚偽宣伝をしてはならない。

前項で言うその他の方法に以下の行為を含む。

(一)虚偽な鑑定を組織し、又は詐欺的な販売勧誘を行う行為；

(二) 経営場所内で、商品に対して他人の誤解を招くように虚偽の説明、解釈或いはその他文字記述をする行為；

(三) 他人の誤解を招くように現場で虚偽の実演と説明をする行為；

(四) 他人の誤解を招くような虚偽の商品説明、写真とその他説明資料の掲示、配布、郵送をする行為；

(五) マスコミを利用して他人の誤解を招くように虚偽の宣伝報道を行う行為。

広告経営者と広告頻布者は、明らかに虚偽広告であると知る又は知るべく状況において、その代理、設計、制作と頻布をしてはならない。

第十五条 経営者は、以下の手段によって商業秘密を侵害してはならない。

(一) 窃盗、誘引、脅迫又はその他不正手段により権利者の商業秘密を取得すること；

(二) 前項の手段によって取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人の使用を許容すること；

(三) 約定を違反し、又は権利者の商業秘密保持に関する要請を違反して、自ら把握している商業秘密を開示し、使用し、又は他人の使用を許容すること。

前項に記述した違法行為を第三者が明らかに知る又は知るべきにも拘らず、他人の商業秘密を取得し、使用しもしくは開示する行為は、商業秘密の侵害と見なされる。

当条で言う商業秘密とは、公衆に知られなく、権利者に経済的な利益をもたらし、実用性を備えて且つ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報と経営情報であり、原料の配合法、生産技術プロセス、技術ノウハウ、設計資料、管理方法、営業戦略、顧客名簿、仕入れ情報等を含む。

第十六条 経営者は、競合相手の排除を目的として、コストより低い価格で商品を販売してはならない。但し、以下の事情のいずれかがある場合は除外する。

(一) 生鮮商品の販売；

(二) 有効期限が切れる直前の商品またはその他の滞貨商品の処理；

(三) 季節バーゲン；

(四)債務清算、生産転換、営業中止、建物の移転による商品のバーゲンセール。

第十七条 経営者は商品を販売する場合、購入者の意思を反して商品の抱き合わせ販売を行い、又はその他不合理的な条件を付帯してはならない。

前項で言うその他不合理的な条件とは、商品の価格、販売エリアと経営対象等に対する制限を指す。

第十八条 経営者は、以下の詐欺的な懸賞セールを行ってはならない。

(一)懸賞があると詐称する；

(二)不正な手段で内定者に当選させる；

(三)設定した懸賞の種類、当選率、当選方法、当選発表日等について虚偽表示を行う；

(四)当選マークのある商品や当選券を当選マークのない商品や当選券と異なった時期に市場へ投入する、又は異なった当選マークの商品と当選券を異なった時期に市場へ投入する；

(五)懸賞セール商法によって品質粗悪で高価な商品を販促する。

くじ式懸賞セールに、最高賞の金額は五千元を超えてはいけない；物品又はその他経済的利益の形式で奨励する場合、同一地区の同一期間に、同一ランクである同種商品の価格によって換算してその金額は五千元を超えてはいけない。

第十九条 経営者は虚偽事実の捏造、流布によって競合相手の商業上の信用や商品の名声を毀損してはならない。

第二十条 入札者の間に、以下の手段によって入札を共謀し、入札者の利益又は社会の公共利益を損ねてはいけない。

(一)入札価格を引き上げ、又は引き下げる行為；

(二)高価又は低価で順番に落札させる行為；

(三)入札者の利益又は社会の公共利益を害するその他の手段。

入札者と入札募集者は、競合相手による公平な競争を排除するため、以下の手段で共謀してはならない。

(一)入札書を無断で開封し、その他の入札者の見積価格もしくはその他の入札条

件を取得する行為；

(二)入札募集の最低価格等、しばらくの間では公開されない情報を非法的に取得し、又は漏洩する行為；

(三)賄賂贈与等不正な手段を通して、入札書の審査や評価を行う際、同様な入札書を差別して対処させる行為。

第三章 監督検査

第二十一条 不正競争行為に対して、市と区、県の監督検査部門は職責分担と所定手続きに従い取り締まる。

第二十二条 監督検査部門は不正競争行為の監督検査を行う際、以下の職権を行使する権利を有する。

(一)検査を受ける経営者、利害関係者と証明人に事情聴取し、且つ証明材料又は不正競争行為に関連づけた協議書、帳簿、伝票、文書、業務書簡や電報等資料の提供を要請すること；

(二)前項に記述した不正競争行為に関連づけた資料の取調べと複製；

(三)不正競争行為に関連づけた金銭や物品を取り調べ、必要に応じては検査を受けた経営者に対して当該金銭や物品の供給源と数量の説明、一時的な販売中止と取調べ待ちを命じ、当該金銭や物品の転移、隠匿、破棄をしてはならないと命じることができる；

(四)不正競争行為に関連づけた金銭や物品に対して、押収や封印等の措置を取ることができ、且つ三ヶ月以内に処理決定を行わなくてはならない。

第二十三条 監督検査部門が不正競争行為の監督検査を行う際、検査を受ける経営者、利害関係者と証明人は、関連資料又は情報を正確に提供しなくてはならず、拒否や遅滞又は虚偽な陳述をしてはならない。

第二十四条 監督検査部門の職員は不正競争行為を監督検査する際、検査証明を提示しなくてはならない。

検査証明を提示しないものには、検査を受ける経営者、利害関係者と証明人は拒否する権利を有する。

第二十五条 監督検査部門は不正競争行為の監督検査にあたって、経営者の商

業秘密に対して、秘密保持をしなければならない。

第四章 法的責任

第二十六条 経営者は本条例の規定を違反して、侵害された経営者に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負担しなくてはならない；侵害された経営者の損失の計算が困難である場合、権利侵害期間で侵害者が侵害により獲得した利益を賠償額とし、且つ侵害された経営者がその合法的な権益を侵害した当該経営者の不正競争行為の調査のために支払った合理的な費用を負担しなくてはならない。

侵害された経営者の合法的な権益が不正競争行為によって損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起できる。

第二十七条 経営者が本条例の規定を違反した場合、監督検査部門は以下の規定に従って処罰する。

(一)本条例第七条の規定を違反した場合、『中華人民共和國商標法』の規定に基づき処罰する；

(二)本条例第八条の規定を違反した場合、違法行為の差し止めを命じ、違法所得を没収し、無断使用した商品標識、包装、装飾を押収し且つ破棄するとし、違法所得の一倍以上から二倍未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、違法所得の二倍から三倍までの罰金を科するとし、営業許可証を撤回することができる；偽造商品を販売し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する；

(三)本条例第九条と第十条の規定を違反した場合、公式による是正を命じ、違法所得と 違法行為の工具を没収するとし、違法所得の一倍以上から二倍未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、違法所得の二倍から三倍までの罰金を科するとし、営業中止と整理を命じることができる；

(四)本条例第十一条の規定を違反した場合、市監督検査部門より違法行為の差し止めを命じるとし、五万元以上から十万元未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、十万元以上から二十万元以下の罰金を科する。指定された経営者が、これを機に品質粗悪で高価な商品を販売し、又は費用を余分に徴収する場合、違法所得を没収するとし、違法所得の一倍以上から二倍未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、二倍から三倍の罰金を科する；

(五)本条例第十二条の規定を違反した場合、上級機関より是正を命じる；情状が重

大な場合、同級又は上級機関より直接責任者に対して行政処分を与える。指定された経営者が、これを機に品質粗悪で高価な商品を販売し、又は費用を余分に徴収する場合、違法所得を没収するとし、違法所得の一倍以上から二倍未満罰金を科することができる；情状が重大な場合、二倍から三倍の罰金を科する；

(六)本条例第十三条の規定を違反して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する；犯罪を構成しない場合、違法所得を没収するとし、一万元以上から十万元未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、十万元以上から二十万元以下の罰金を科する；

(七)本条例第十四条第一項の規定を違反した場合、違法行為の差し止め、影響除去を命じるとし、一万元以上から十万元未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、十万元以上から二十万元以下の罰金を科する。本条例第十四条第三項の規定を違反した場合、『中華人民共和国広告法』の規定に基づき処罰する；

(八)本条例第十五条の規定を違反した場合、違法行為の差し止めを命じるとし、一万元以上から十万元未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、十万元以上から二十万元以下の罰金を科する；

(九)本条例第十六条の規定を違反した場合、違法行為の差し止めを命じるとし、コストより低価で商品を販売した全額の一倍以上から二倍未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、二倍から三倍までの罰金を科する；

(十)本条例第十七条の規定を違反した場合、違法行為の差し止めを命じ、違法所得を没収するとし、一万元以下の罰金を科することができる；情状が重大な場合、営業中止と整理を命じるとし、営業許可証を撤回することができる；

(十一)本条例第十八条の規定を違反した場合、違法行為の差し止めを命じるとし、一万元以上から五万元未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、五万元以上から十万元以下の罰金を科する；

(十二)本条例第十九条の規定を違反した場合、違法行為の差し止めと影響の除去を命じるとし、一万元以下の罰金を科することができる；

(十三)本条例第二十条の規定を違反した場合、その落札は無効である。一万元以上から十万元未満の罰金を科することができる；情状が重大な場合、十万元以上から二十万元以下の罰金を科する。経営者の関連責任者に、一千元以上から一万元以下の罰金を科することができる；

(十四)本条例第二十二條第(三)項に定めた監督検査部門の職権行使を阻害した場合、その販売、移転、隠匿、破棄を行った金銭や物品の価値額の一倍以上から三倍以下の罰金を科する；

(十五)本条例第二十三條に定めた監督検査部門の職権行使を阻害し、関連資料又は情報の提供を拒否した場合、一千元以上から一万元以下の罰金を科する。

前項第(二)、(三)、(四)、(五)項行為に違法所得がない場合、十万元以下の罰金を科する。

監督検査部門は本条に基づき罰金を科する時、市財政部門が統括して印刷制作した罰金没収領収書を発行し、罰金没収の収入を財政に納付しなければならない。

第二十八條 本条例で言う情状重大とは以下の事情のいずれかを指す。

(一)違法経営金額は五十万元以上又は違法所得は五万元以上である場合、但し、本条例第十条の規定の違反では、その違法経営額は二十万元以上又は違法所得は二万元以上である場合；

(二)不正競争行為で行政処罰を受けてから一年間未滿でまた不正競争行為を行った場合；

(三)職権を悪用して不正競争行為を行い、経済利益を五万元以上取得した場合；

(四)被侵害者に重大な経済的損害又は深刻な結果をもたらした場合。

第二十九條 当事者は具体的な行政行為を不服した場合、『行政複議条例』と『中華人民共和国行政訴訟法』の規定に基づき、行政複議を申し立てるかまたは訴訟を提起することができる。

当事者が、法定期限内において複議を申し立てず、訴訟を提起せず、また行政処罰決定の履行もしない場合、行政処罰決定を行った部門は『中華人民共和国行政訴訟法』の規定に基づき、人民法院に強制執行を要請できる。

第三十條 監督検査部門の職員は、紀律と法律を順守し、公正に法執行を行わなくてはならない。職務怠慢、職権濫用、私利追求、賄賂請求や受賄、故意なえこ鼻屑、法に違反して実施をする者に対して、行政処分を与える；犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第五章 付 則

第三十一条 本条例の具体的な運用における問題について工商行政管理局は解釈に責任を持つ。

第三十二条 本条例は1995年12月1日より施行する。